

ID: 252

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市墓地条例 第4条		
例 規 番 号	令和2年条例第42号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 墓所又は合同簿を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (使用者の資格) 第5条 墓所を使用することができる者は、本市に住所を有する者とする。 2 合同墓を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 墓所を使用していない者であって次のいずれかに該当するもの ア 本市に住所を有する者又は住所を有していた者であって、その者の親族の焼骨を埋葬しようとするもの イ 本市に住所又は本籍を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者 (2) 墓所を使用している者であって、当該墓所に埋葬されている焼骨を合同墓に改葬の上、当該墓所を返還するもの 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、墓所又は合同墓を使用させることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日